

令和元年10月9日
春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会
事務局長 土井幹夫

10月1日付け回答書に対する再質問と要望

①「シフト勤務の支援員」という言葉を初めて耳にしました。シフト勤務の支援員とは何ですか？

②回答の中で、「シフト勤務の支援員が3人いるので支援員数は充足している」と解釈できる様な記述があります。シフト勤務の支援員は「常勤支援員」なのでしょうか？

③仕様書では、1クラブにつき「常勤支援員を必ず2人以上配置する」ことを要求しています。常勤支援員の配置数は保育の根幹に関わる重要な要素です。回答では、支援員108人を配置している旨、記載がありますが、この中の何人が常勤支援員なのでしょうか？

武里西クラブに関する回答では、「3人のシフト勤務支援員がいる」としていますが、この方たちは開設時間中毎日勤務しておりません。その様な勤務状態を常勤支援員と呼ぶのでしょうか？

さらに言えば、例えば週2日しか勤務しない方を「常勤」と呼べない事は良識的に明らかだと思います。一方で「常勤支援員の配置数」は仕様書に記載された最重要事項です。当然、その人数をカウントする基準は明確なもので無ければならず、利用者は当然、それが守られているかどうかを知る権利があります。

市がトライに要求している「常勤支援員」の定義（週何時間以上？あるいは月何時間以上勤務？）を示してください。

④各クラブに於いて常勤支援員の配置数が適正であるかどうかを判断するためには、上述の「常勤支援員」の定義と共に、其々のクラブで勤務する支援員の予定（あるいは実質）勤務時間を知る必要があります。各クラブの支援員の予定勤務時間（シフト表でも可）をトライから公表させてください（匿名でもOK）。

以上